

国民生活基礎調査に係る匿名データ作成についての論点

平成 29 年 11 月 29 日

1. 匿名性及び有用性の確保の適否

平成 7 年及び 25 年の国民生活基礎調査の匿名データ作成においては、過去に答申を得た平成 10 年、13 年、16 年、19 年及び 22 年調査の匿名データ作成手法を用いつつも、社会情勢の変化等を勘案して手法を変更している部分があり、また、25 年調査における新規調査事項の提供も措置されているが、これらの匿名化手法は、匿名性及び有用性の観点から適当であるか。

(1) リサンプリング

二段階抽出のリサンプリングは適当か。ランダムなりサンプリング手法が、適当ではないのか。

(2) 平成 25 年調査の新規調査事項の措置

平成 25 年調査で追加された調査事項（「1 日平均睡眠時間」や「健康のために日頃実行している事柄」等）について、回答状況をそのまま提供することは、適当か。

2. 前回答申^(※)における「今後の課題」への対応の適否

前回答申の際に指摘された「今後の課題」への対応は適当であるか。

(1) 地域情報の付与

前回答申において、地域情報は有用性が高いことから、本調査の調査方法が変更される際には、リサンプリング等の匿名化措置を検討することにより、何らかの地域情報を付与することの妥当性と可能性について検討する必要がある、とされている。

今回、地域情報を付与した新たな匿名データ（匿名データ C）の作成は困難としていることは、適当か。地域ブロック単位での提供を検討すべきではないのか。

また、世帯員単位でのリサンプリングは困難としていることは、適当か。

(2) 所得票の内訳情報の提供

前回答申において、所得等の内訳情報の提供に向け、トップコーディング以外の適用も含めて匿名化措置を検討する必要がある、とされている。

今回、所得内訳として、「雇用者所得」及び「公的年金・恩給」を提供することは、適当か。

(※) 前回の答申は、諮問第 76 号の答申で、平成 27 年 1 月に答申された。